

社会保険あきなむ

2025. 1 No.514

今月の記事

年頭のご挨拶 2-3p

コラム「質問の力」 6-7p

沖縄県社会保険協会

職場の健康づくりをお手伝いします！ 10p-11p

社会保険Q & A「教えて城間先生！」 12p

年金事務所

20歳からの国民年金 4p

令和6年度年金委員表彰／口座振替のご案内 5p

協会けんぽ沖縄支部

健康保険委員表彰／LINE 公式アカウント／健診ご案内 8p

マイナンバー保険証一体化／資格取得届／医療費のお知らせ 9p



UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



ミックス
紙 | 貢献ある森林
管理を支えています
FSC® C166756
www.fsc.org

職場内で回覧しましょう

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10



一般財団法人 沖縄県社会保険協会

〒900-0031 沖縄県那覇市若狭1-3-2 [タカダ若狭ビル501号]
TEL:098-861-2681 FAX:098-861-2682 e-mail:okisyakyo@ryucom.ne.jp



年頭のご挨拶

一般財団法人沖縄県社会保険協会
会長 川上 康



あけましておめでとうございます

会員の皆様をはじめ、本誌をご愛読いただきしております
皆様には、ご健勝で新年をお迎えのこととお慶び申し
し上げます。

旧年中は、協会事業の運営に格別のご理解とご協力を
賜り、誠にありがとうございました。

さて、昨年を振り返ってみると、海外では、更なる
紛争の拡大により国際的に緊張が高まるなか、パリオリ
ンピックの開催や米国大統領選挙など、世界が注目する
様々な出来事がありました。

一方国内では、年初より能登半島地震が発生するなど、年間を通して自然災害が多く発生し、改めて社会保障
の重要さを認識させられる年となりました。

本年こそは、あらゆる方面で落ち着きを取り戻すこと
を願うばかりでございます。

我が国では、少子高齢化が急速に進むなか、社会保障
費の増大にどのように対応していくかが課題となつて
います。政府では、安定した財源の確保や更なる制度の
充実を図るよう、様々な改革に取り組んでおります。

その様ななか、数十年ぶりの賃上げ機運の高まりや、
いわゆる「年収の壁」見直しの議論が始まるなど、本年
は今後の社会保障制度の在り方に影響のある年となり
そうです。

私ども協会といたしましては、県内各年金事務所や全
国健康保険協会沖縄支部（協会けんぽ）と連携を取り
つつ、会員様に社会保険制度に関する様々な情報を「広
報誌」や「ホームページ」を通して提供して参ります。
また、社会保険に関する事務講習会や各種セミナーの
開催、被保険者および被扶養者に対する健康づくりや福
利厚生などの各種事業を積極的に行ってまいります。

さらに、前年度は多くの会員の皆様に新たにご入会い
ただき協会員数が大幅に増加しましたので、より一層会
員様向けの事業を拡充してまいる所存でございます。

本年も、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお
願い申し上げます。

皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして年頭
のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

日本年金機構

沖縄県代表事務所（兼）
那覇年金事務所

所長 島尻 とう子



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

沖縄県社会保険協会会員の皆様にはご健勝で新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は公的年金制度の円滑な運営に特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構は昨年、信頼され続ける組織であるため「更なる高みへの挑戦」を組織目標に掲げ、基幹業務の推進、デジタル化への積極的な対応を取り組んできました。

基幹業務においては、国民年金保険に関して、現年度納付率13年連続向上及び最終納付率の80%台の持続的向上、厚生年金保険に関しては、さらなる適用の適正化に向けた加入指導及び事業所調査の実施と収納率の更なる向上、年金給付・相談業務に関しては、正確な給付とお客様サービスの向上などを重点取組施策として取り組んでまいりました。

また、デジタル化への対応として、個人向けには、これまで国民年金の加入手続きや免除申請、公的年金等の源泉徴収票などのサービスがありましたが、これに加え昨年は、国民年金保険料の口座振替申出書や老齢年金請求書

（一定の条件を満たしている方）の電子申請が可能となりました。

さらに本年は、65歳判定請求書（ハガキ）や受取機関変更届、老齢年金請求書の対象者拡大などのサービス拡大が予定されています。

事業所に対しては、当機構が重点的に電子申請の利用を促進している被保險者51人以上の事業所において利用勧奨を推し進め、加えて中小規模の事業所への利用勧奨にも力を入れてまいりますので電子申請をご利用いただきやすようお願い申し上げます。

従業員の皆様に対しまして、スマートフォンやパソコンで、24時間いつでもご自身の年金に関する情報を確認できる「ねんきんネット」の利用奨奨に力を入れております。

マイナンバーカードをお持ちであれば、簡単にご利用いただけますので、従業員の皆様へ「ねんきんネット」ご案内のご協力をお願ひ致します。

本年も日本年金機構は、公的な価値あるサービスを提供していくとともに、強い責任感と使命感をもつて基幹業務に邁進してまいる所存でございます。

沖縄県社会保険協会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝・ご多幸を祈念申し上げます。

年頭のご挨拶

全国健康保険協会沖縄支部

支部長 金城 均

あけましておめでとうございます。

旧年中は協会けんぽ沖縄支部の業務運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の国内医療保険分野を振り返りますと、二年に一度の診療報酬改定が実施され、医療従事者の人材確保や働き方改革、医療DX推進等、医療体制の質的向上に向けた改定がなされました。また、第4期医療費適正化計画、第3期データヘルス計画、第4期特定健診検査等実施計画が開始され、それら計画に則って協会けんぽでは、付加健診の対象年齢の拡大や被扶養者集団健診のオプション追加（「骨粗しきょう症検診」、「歯科検診」、「眼底検査」）、特定保健指導へのアウトカム指標（腹囲2cm、体重2kg減）の導入等、保健事業の質を向上させる取り組みが進められました。

沖縄県内においては、12年連続で全国ワーストだった定期健康診断の有所見率が最下位を脱するという嬉しいニュースもありました。47位から46位へと、必ずしも手放しで評価できる結果ではありませんが、「うち



同指標改善の一因となっているとの見解も労働局や沖縄県から出され、「宣言参加事業所」の拡大や健康づくり支援に長年携わってきた当支部としても、更なる取り組みへの思いを強くしております。

今年2025年は、団塊の世代がすべて後期高齢者に移行する節目の年です。協会けんぽでは、「少子・高齢化」、「労働人口の減少」といった医療財政を巡る構造的な問題に対し、持続可能な医療保険体制を確立するため、保険者機能の発揮を基盤に、医療費適正化への取り組みに一層注力してまいります。

また、「県内働き盛り世代の健康づくり」に向けて、「うちなー健康経営宣言」参加事業所の拡大に引き続き取り組むとともに、「宣言事業所」の健康づくり支援の更なる実効性の向上に向けて関係者と連携してまいります。

本年も皆様のご理解・ご協力を賜りりますようよろしくお願い申し上げます。

沖縄県社会保険協会の益々のご発展と会員皆様のご健勝・ご多幸を祈念申し上げます。

\年金事務所からのお知らせです。／

20歳から



>>> 国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

- - - 加入するかしないかは、本人の自由でしょう？

いいえ。加入して納付することは義務です。

国民年金は、**20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの全ての方**が加入することが法律で義務付けられています。

毎日 保険料を納めていない人が多いと、ニュースで見ました。
私も払わなくていい？

「国民年金の納付率が7割」と報道されたことで多くの方が誤解されています。実際は、厚生年金、国民年金、共済年金を合わせた公的年金加入者全体の約99%の人がきちんと保険料を納付しています。(保険料を免除または猶予されている人を含みます。)

毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料は、月額**16,980円**
(令和6年度)です。

保険料が割引される前納制度もあります。
月額400円の付加保険料をプラスすると、年金が増える制度もあります。
お支払いは口座振替が便利で、50円が割引される早割制度もあります。
詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。

毎月16,980円は払えない…
そんなときはどうすればいいの？

納付が経済的に困難な場合、ご本人からの申請により保険料の納付が**「免除」**または**「猶予」**される制度があります。

学生の方は『学生納付特例制度』を学生以外の方は『免除制度』または『納付猶予制度(50歳未満)』をご利用ください。

詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先は

各年金事務所の国民年金課です。
(自動音声案内2番→2番)

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

＼年金事務所からのお知らせです。／

令和6年度 年金委員功労者表彰

年金委員の多年にわたる活動に対して謝意を表すとともに、公的年金に係る事業の円滑な推進及び年金委員活動の更なる活性化を目的として、功績が特に顕著と認められた方に対し、令和6年度の表彰を行いました。

日本年金機構理事表彰（職域型年金委員7名）

長 崎 美津江 様	パシフィック観光産業株式会社	田 仲 絹 枝 様	有限会社南光電気設備
石 嶺 康 司 様	医療法人社団 かびら会	知 花 尚 子 様	株式会社仲本ファブテック
玉 城 弥 生 様	社会福祉法人 おもと会	西 恵 様	医療法人待望主会
新 垣 麻 美 様	沖縄ビル・メンテナンス株式会社		

日本年金機構理事表彰（地域型年金委員1名）

當 山 武 二 様 沖縄県 国頭村

受賞者の皆様おめでとうございます。

事業主の皆さんへ

口座振替の手続きはお済みですか？

～原則、納め忘れのない口座振替による納付をお願いします～

〔口座振替のメリット〕

- 毎月、金融機関に出向く必要がなく、手間と時間が省け便利です。
- 毎月のお支払いを通帳で管理でき、現金を持ち歩く必要もなく安全です
- どんなに忙しくても安心です。うっかり納め忘れることがなく便利です。



手数料もかかりません!!

〔全国の金融機関がご利用いただけます〕

- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等の口座から振替できます。
※ただし、インターネット銀行等、一部お取扱いできない金融機関があります。



〔いつ振替されるの？〕

- 毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座から引き落とします。
※ただし、末日が土日祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。
※口座振替開始月については、お手続きをされた日付や書類の不備等により、ご希望に添えないこともあります。
- 毎月20日前後に、「保険料納入告知額・領収済額通知書」を発送し、当月末日の振替予定額と、前回の振替済金額をお知らせします。

お手続きは簡単です!!

※なお、残高不足等の理由により口座振替できなかった場合、後日納付書を送付致しますので、金融機関の窓口等で納付していただくことになります。



お問い合わせ先は、各年金事務所の

厚生年金微収課です。自動音声案内「4」

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

★届出書類の郵送での提出先 〒812-8579 福岡県福岡市博多区樫田1-2-55 AP樫田ビル 日本年金機構 福岡広域事務センター宛

column

「質問の力」

新年あけましておめでとうございます。

一年の終わりには、今年はどんな年だったかを訊かれたり、そして新しい年を迎えると、今年はどんな一年にしようと思っているのか、考えたり伝えたりする機会も多いと思います。職場でそれらを共有する時間があった皆様は、共有することで「○○さん、そんな風に考えて仕事していたんだ」「こういう部分をスキルアップしたいと思っているんだ」などと、互いを知る時間に繋がったのではないでしょうか。

言われています。質問を投げかけるだけで、無意識に脳が動いて答えを探しているとしたら凄いことですよね。逆に考えると、意識して効果的な質問を自分にも周りの人にも投げかけることができたら、思考が整理され、相手の目標設定をサポートすることに繋がります。

先日、家で6年生の息子と畳の上でゴロゴロしていました。突然「今日の仕事どうだった？」と聞いてきました。私は「うん、楽しかったよ」と答えました。すると「じゃあ、10点満点で何点?」と聞いてきました。「8点かな」と答えました。「そっかー、あと2点は、なんでー?」とさらに質問をしてきたので、そこで、うーん、と私は考え始めました。なんとなく、感覚的にバツとつけた8点ですが、自分の中から瞬間で出てきた言葉は「2つ反省点があるんだけど、1つは今日の研修で最後時間が足りなくなりそうでパタパタしてしまったんだよね。もう1つは、なんだか、今日は滑舌が悪くてね。もっとハキハキ喋れたら良かったなあと思ったよ」と答えました。うつすら自分の中で思っていたことが、言語化された瞬間でした。そしてさらに息子は「じゃあ、次からどうしようと思うー?」と聞いてきたのです。「次からは、研修

前に、もっと小刻みに時間配分を設定しておこうと思う」と答えると「もう1個の、滑舌は?」と思

ふれずに聞いてくれました。「そうそう、いつも車の中で发声練習するんだけど、今日しなかつたんだよね。ちゃんと研修前はやるようにします」と答えました。息子は「ふーん、オッケー、じゃあ頑張ってね!」と言いました。

私はびっくりして、「なんで、こんな質問ができるの?」と聞きました。すると、「担任の先生がさ、良くこうやって質問してくれる」と言うのでした。

お気づきの方も多いかと思いますが、これはコーチング的な関わりの一部です。相手に質問を投げかけて、自らの中にあるものを引き出し、本来持っている力を發揮できるようにサポートすることをコーチングといい、コミュニケーションのスキルの一つです。先生が日常的に質問してくれているから、息子も自然に覚えたのでしょうか。その時から、半年経ちましたが、実は今でも、毎回研修のたびに、「細やかな時間配分をイメージしてメモ



社会保険 おきなわ

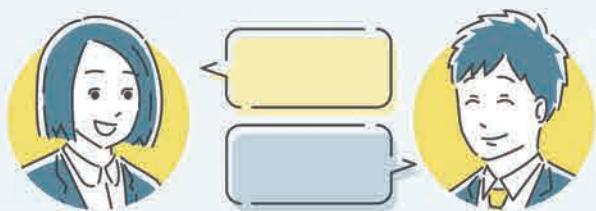
すること」と「一人で運転しているときには車の中で発声練習をすること」を欠かさずやっています。このように質問によって考えが引き出され、明確な行動計画を自ら決めることができます。人はそれを忘れずに実行するものなのだと、改めて痛感しました。



ついつい、相手の思いや意図を聞くよりも前に「もつとこうしたらしいよ」とアドバイスしたくなったりすることがあります。アドバイスや指摘をすることが悪いわけではありません。必要なタイミングがあります。ただ、そればかりだと、自ら考えるという機会を奪ってしまうことになる場合もあります。何よりも「すべてを否定された」という感覚に相手がなってしまったら残念です。考えをシェアし合うことは、新しい考え方や知識の発見にも繋がります。自分の思考の幅を広げるためにも、ぜひ質問の力を活用してみてください。

最後に2つの質問のスキルをお伝えします。1

「どう思う?」などのような質問は、相手が自由に答えることができる質問です。相手がどんなことを考えているのか、何に関心があるのかなど知ることができる利点がある一方、考えがすぐに出でこない場合には答えにくいです。2つ目はクローズド・クエスチョンです。「今日の仕事忙しかった?」「予定通り終わった?」などの質問は、



まずはYESかNOかで反応ができるため、相手が答えやすいです。答えを絞り込んだり、決断を促すときに、活用できる利点がある一方、そればかりだと相手の自由な発想が聞けなかったり、尋問的になってしまいます。どちらの利点も知りながら、相手との会話の場面で効果的に活用し、自分も周りの人にもより豊かな、気付きや発見の多い一年になるといなと思います。

プロフィール



比嘉 華奈江 氏

株式会社Life is Love代表取締役
大分県出身、98年沖縄へ移住
14年間航空会社の客室乗務員として勤める
2012年株式会社Life is Love設立

株式会社ワーク・ライフバランス
上級認定コンサルタント

日本コミュニケーション能力認定協会
本部トレーナー/上級トレーナー

著書
『上司に信頼される話し方部下を傷つけない話し方』
(ダイヤモンド社)

働き方改革・チームビルディングを柱とし、管理職研修やリーダー育成、女性活躍推進の研修をはじめ、組織の活性化コンサルティングをおこなう。クライアント企業様は医療業・不動産業・旅行業・製造販売業・IT通信業・建設業など多岐に渡る。企業支援数は500社以上、登壇回数は2000回を超える。

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

令和6年度 「健康保険委員表彰」の受賞者をご紹介します

協会けんぽでは、健康保険委員の活動や功績に対して感謝の意を表するとともに、健康保険事業のさらなる円滑な推進と健康保険委員活動の活性化を目的に、健康保険委員表彰を行いました。

支部長表彰

稻川 あや様	株式会社新世紀システムズ
川嶋 雅乃様	株式会社プロトソリューション
川村 正枝様	マルキ産業株式会社
黒塚 かずよ様	特別養護老人ホーム北斗園
小底 まゆみ様	株式会社小禄運輸
崎浜 智子様	株式会社秀 KEN
仲村 直子様	株式会社沖縄エジソン

(受賞者五十音順)

今後も健康保険事業にご協力を賜りますようお願いいたします。

協会けんぽでは、従業員やそのご家族の健康保険に関する手続きや、健康づくりのための情報発信を行うなど、事業所さまと協会けんぽの架け橋になっていただける健康保険委員を随時募集しています。

- ・ご登録は無料、「健康保険委員登録届」をFAXまたは郵送でご提出いただくだけで完了です。
- ・当該事業所にお勤めの被保険者の方であれば、どなたでもご登録いただけます。

健康保険委員にご登録いただいた方には「健康保険制度・申請書の書き方ガイドブック」進呈のほか、研修会にも無料でご参加いただけます。まだご登録がお済みでない事業所さまはぜひご登録をお願いします。



健康保険委員
についてはこちら

友だち
募集中！

＼LINE公式アカウントはじめました♪／

協会けんぽ沖縄支部では、LINE公式アカウントの友だちを募集中です。
月2回程度、健康づくりなどに関するお役立ち情報を配信しますので、右記の二次元コードから友だち追加のご登録をお願いします！



健康保険委員・LINE登録に関するお問い合わせ先 企画総務グループ（☎ガイダンス4番）

今年度も残りわずか！ぜひ健診補助をご利用ください

今年度の健診受診はもうお済みですか？協会けんぽのご本人様（被保険者）なら、大変お得な生活習慣病予防健診がおすすめです。

生活習慣病予防健診
についてはこちら



- 35歳～74歳のご本人（被保険者）を対象とした健診です
 - 一般健診が5,282円で受けられます（充実の内容をお得な費用で！）
 - 付加健診の対象が拡大しました（一般健診と併せて詳細な健診を！）
- ※予約状況により年度の途中で受付を終了する健診機関もありますので、健診機関にお問い合わせください。
- ※年度内にお一人様につき1回の補助となります。

健診・保健指導に関するお問い合わせ先 保健グループ（☎ガイダンス2番）



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>
〒900-8512（この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。）
☎098-951-2211（代表）受付時間／8：30～17：15（土日祝日・年末年始除く）



- 各種申請はすべて郵送でお手続きができます。
- 申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

\\協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。\\

事業主の皆様
へのお願い

資格取得届・被扶養者異動届を提出する際はマイナンバーを記載して、
就職後5日以内に日本年金機構にご提出ください。

通常、日本年金機構が資格取得届等を受理してから2～5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになりますが、マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要する場合があります。

なお、その場合は「データ登録未完了のお知らせ」をお送りしてマイナ保険証が使えるようになるまでに時間を要することをお知らせします。



資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下4桁）の配付をお願いします。

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」を送付しました。

従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」を令和7年1月中旬から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

【対象者】

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方

マイナ保険証・オンライン資格確認
資格確認書・資格情報のお知らせ等

に関するお問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル
(☎0570-015-369)

「医療費のお知らせ」を事業所宛てに送付します

送付時期 2025（令和7）年1月中旬から下旬

対象期間 2023（令和5）年9月から2024（令和6）年8月診療分

事務ご担当者さまへお願い

- 「医療費のお知らせ」は個別に封入した状態でお送りします。開封せず被保険者の皆様にお渡しください。
- 退職された方のお知らせが届いた場合は、お手数ですが同封している返信用封筒にて協会けんぽへご返送ください。※送付対象者は、2024（令和6）年11月上旬時点で加入資格が確認できた方です。

確定申告（医療費控除）にご活用いただけます

今回お送りする「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きで医療費控除の明細として使用することができます。医療費控除等の申告に関する事項は、税務署へお問い合わせください。

【医療費のお知らせに関するお問い合わせ先】レセプトグループ（☎ガイダンス3番）

職場の健康づくりをお手伝いします！

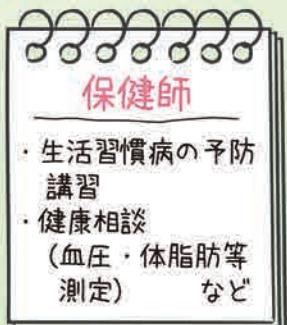
～沖縄県社会保険協会では、
職場で働く皆さまの健康管理・保持・増進など、
健康づくりの支援事業を行っています～

◇健康づくり講師の派遣◇

職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、保健・栄養・運動など、それぞれの専門講師が、あなたの職場に伺います。

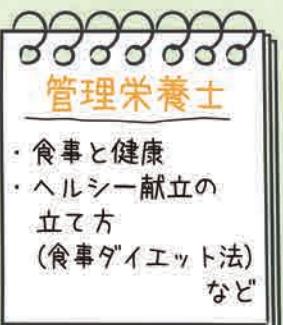
職場内で健康づくりをお考えの方、この機会に是非ご利用ください！

【講演内容：例】



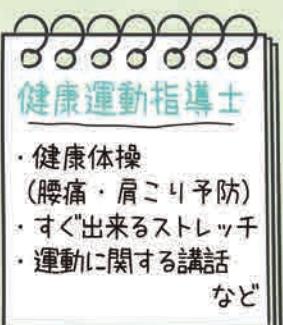
保健師

- ・生活習慣病の予防講習
- ・健康相談（血圧・体脂肪等測定）など



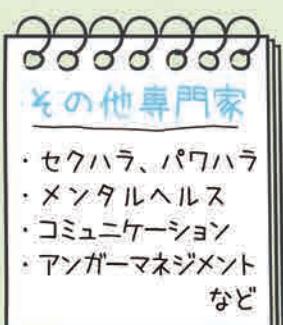
管理栄養士

- ・食事と健康
- ・ヘルシー献立の立て方（食事ダイエット法）など



健康運動指導士

- ・健康体操（腰痛・肩こり予防）
- ・すぐ出来るストレッチ
- ・運動に関する講話など



その他専門家

- ・セクハラ、パワハラ
- ・メンタルヘルス
- ・コミュニケーション
- ・アンガーマネジメントなど

◆講師の派遣費用は無料です。（講師の確保・調整のため1ヶ月前までにお申し込みください。）

◆講習の時間は1～2時間程度です。 ◆受講者は、20名様以上でお願いします。

◆申込方法は、下記「申込書」によりFAXまたはEメールでお申込み下さい。

◆多くの会員の方にご利用頂くため、年度で1回のお申込をお願いします。

※zoomなどのオンラインを利用した講習も可能ですので、お気軽にご相談ください。

**FAX : 098-861-2682 または
E-mail:okisyakyo@ryucom.ne.jp**

「職場の健康づくり」講師派遣申込書

所 在 地	〒 _____							
事 業 所 名	(担当者氏名)							
電 話 番 号	(E-mail (又はFAX))							
実施希望年月日	令和	年	月	日()	午前	・	午後	時 分 ~ 時 分
受講者予定数	男性	名	女性	名	合計	名		
実 施 場 所	会場名 住 所 (講師用駐車場:□ 有り ・ □ 無し)							
希 望 講 師	※希望の講師に☑印をお願いします。 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 管理栄養士 <input type="checkbox"/> 健康運動指導士 <input type="checkbox"/> その他専門家 ()							
希 望 講 習 内 容	※具体的な講習内容については、講師と打合わせしていただきます。							

※実施終了後は、実施報告書の提出をお願いします。フォームは任意の様式でも構いません。

報告書：沖縄県社会保険協会HP>事業案内>健康づくり事業>健康づくり講師の派遣の④に掲載

健康づくりDVD貸出のご案内



社会保険協会では、健康づくりに関するDVDを無料で貸出しております。職場の皆さまの健康づくりにぜひご活用ください。

01 2023年度 健康づくりDVD貸出ランキング

順位	タイトル/No.	主な内容	時間
第1位	職場のハラスメント基礎講座 ～セクハラ・パワハラ・マタハラ～ (No.35)	セクハラ、パワハラ、マタハラの3つの基礎が1枚にまとめてされたDVD。新人研修や時間の取りにくい管理職層の復習にも使える内容です。	32分
第2位	元気な職場をつくるメンタルヘルス ストレス1日決算主義のセルフケア (No.29)	セルフケアで重要なのは、その日のストレスをその日のうちに解消していくことです。毎日のストレスを「一日決算」をするための工夫や考え方を紹介しています。	20分
第3位	ちょちよいのちょいトレ4.0 ストレッチ＆筋トレ生活習慣化の すすめ！ (No.39)	通常メニューの他に、タオルを使用したストレッチ＆筋トレも紹介しています。タオル運動は、運動不足のかたでも始めやすく、運動効果とからだの安定感が向上します。	67分



02 DVDをご利用いただいた事業所さまの声



職場への講師派遣の利用に続き、この度はDVDと利用させていただきました。DVDの内容(No.35)がとても良いということで反響が大きかったです。これからも職員にとって有意義な研修・会議を開催したいと考えております。ありがとうございました。



健康づくりDVDの利用について

詳しくはこちら→



※会員事業所様は何回でも無料でご利用できます。

※1回の貸出は最大4枚まで、貸出期間は概ね1週間です。

※研修会使用を目的として事前視聴後に再度レンタルすることも可能です。

健康づくりDVD借用申込書

FAX 098-861-2682
E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp

1. 借用DVD

申込日： 年 月 日

番号	タイトル

番号	タイトル

2. 借用の期間

年 月 日～ 年 月 日 ※1週間程度の借用をお願いします。

3. 視聴者

人数(予定) 名

4. 借用者

事業所名

所在地

ご利用方法

電話番号 () -

担当者名

1.上記の申込書をFAXまたはE-mailでお申込 2.協会からDVDを郵送 3.ご使用後は同封のレターパックに入れてポスト投函

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.25

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、雇用保険高年齢被保険者の退職に伴う
高年齢求職者給付金についてです。



従業員



私は65歳から現在の会社に就職し、67歳で退職しました。再就職をするまでの間、求職者給付を受給したいと思っていますが、高年齢者にも基本手当は支給されるのでしょうか？



城間先生

平成29年1月1日の雇用保険法改正により、65歳以上の被保険者であって、日雇労働被保険者以外の被保険者を「高年齢被保険者」と呼ぶようになりました。つまり、65歳になる前日から引き続いて同一の事業所に雇用されている人も、65歳以降に新たに雇用された人も、高年齢被保険者となります。離職した場合は、基本手当に代わり「高年齢求職者給付金」として一時金が受けられます。

「高年齢求職者給付金」の支給要件は、原則として退職日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月以上あることです。支給日数は下記の表のとおり被保険者期間に応じ一時金として支給されます。

算定基礎期間	1年以上	1年未満
給付日数	50日	30日

相談者の場合、被保険者期間が1年以上であり、基本手当日額×50日の給付金が一時金として支給されます。

「高年齢求職者給付金」を受給するには、離職日の翌日から1年内に居住地の管轄公共職業安定所へ出頭し、求職の申込みをして失業の認定を受けなければなりません。

「高年齢求職者給付金」は基本手当とは異なりますので、失業の認定日に失業状態にあれば受けられます。翌日から就職したとしても返還の必要はありません。

なお、失業の状態とは被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことが出来ない状態にあることをいいます。失業の状態にあるかどうかは、ハローワークが個人の具体的な状況について職業相談の面接過程などを通じて判断することになっています。

離職理由が自己都合によるものであれば、待期期間7日と給付制限2カ月または3カ月経過後に認定日を指定され、支給されます。事業主の都合による離職であれば給付制限はありません。また、基本手当と異なり老齢厚生年金との支給調整もありません。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

△社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

1月：10日（金）・17日（金）・24日（金）・31日（金） 毎週金曜日

2月：7日（金）・14日（金）・21日（金）・28日（金） 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子氏

△電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

